

教育委員会会議の議事録（平成27年12月定例会）

◆ 日 時 平成27年12月18日（金曜日）午後2時

◆ 場 所 上杉分庁舎 教育局第1会議室

◆ 出席委員 教育長 大越 裕光
教育長職務代理者 吉田 利弘
委員 永広 昌之
委員 草刈 美香子
委員 今野 克二
委員 齋藤 道子

◆ 会議の概要

1 開 会 午後2時

2 10月定例会・11月定例会 議事録承認

3 議事録署名委員の指名 草 刈 委 員

4 協 議 事 項

(1) 仙台市科学館改修等におけるPFI手法導入の検討について

(生涯学習課長 説明)

(協議事項(1)資料の「1 前回の協議の概要」について、生涯学習課長及び理事から説明)

教 育 長 ここで一旦区切って、各委員からご意見を伺いたい。

永 広 委 員 この協議議題については、11月定例教育委員会で科学館の改修におけるPFI手法導入の検討ということでいろいろ検討した結果、VFM3%以上という仙台市のPFI手法導入の判断基準をクリアしているという結果が得られたので次の段階に進むということであった。しかしながら、私は先月の会議でそのうち少なくとも3点について疑問があって、そのうち2点についてはその前提が覆るとVFM3%を達成できない可能性が極めて大きいと申し上げた。

そのうちの人件費単価の想定について内閣府の回答を先ほど説明していただいたが、その内容は想定外の回答で信じられない。事務局としてはその回答に何も違和感を持っていないのか。

生涯学習課長 今回の調査については、内閣府で調査していただくということで、私どもの意見として前提条件を申し上げたところであり、どの人件費の単価を採用するかについてはいろいろな考え方がある中で、今回内閣府は先ほどご説明した単価表を採用した形になっている。この調査において、採用した単価は妥当だと考えている。

永 広 委 員 調査そのものは内閣府がコンサルタント会社に委託して行ったものだと思うが、内閣府はその調査結果について算定基準や考え方が妥当かどうかを吟味する必要があるし、その結果を受け取った仙台市教育委員会も吟味する立場にあると思う。先ほどの内閣府の回答は非常におかしい。計画では正規職員を4名、非正規職員

を9名雇用するという計画になっているが、その正規職員の人件費単価は1年間勤務した人の人件費だけでなく、年度途中で採用した人の人件費も加えた平均値とのことである。単年度であれば、立ち上げの際に採用する予定だった人員を予定どおり採用できないことがあるということであれば理解できるが、この事業は事業期間20年間の事業である。ということは、毎年欠員があるということの意味している。しかも、その欠員の期間は長い。毎年誰かが辞めて、別の人を採用するということになるが、それでも正規職員と呼べるのか。

平成25年分民間給与実態統計調査の第2表の数値を採用した場合と第12表の数値を採用した場合の差額を計算すると、4名分で合わせて500万円弱になり、1名分の人件費に相当する額になる。これは言い方を変えると4名の正規職員を雇用すると言っておきながら、人件費は3名分しか計上しないと言っているのに等しい。私の理解が間違っているとは思えないが、いかがか。

生涯学習課長

1つの考え方としては委員がおっしゃるとおり、ある事業期間を通して雇用するという形で捉え、1年間を通した人件費を計算するという考え方もちろんあると思うが、実際の学芸員の採用にあたってはベテランの方、あるいは経験の浅い方、あるいは途中で退職される方もいるという中で、平均の1つの考え方として第2表が採用されたものと理解している。今回調査する中で採用された数字としては妥当な数字だという判断で内閣府として結果を公表したということなので、それは1つの考え方であり、妥当だと考えている。

永 広 委 員

職員数については現在の科学館の職員数をもとに、市が学校教育業務を従前どおり実施することとし、残りの業務について現在の科学館と同じ数の人を雇用し、その中で普及活動や展示等を行うという計画であり、民間事業者の正規職員4名というのはそういう意味で出てきた人数である。従来と同じ人数でも、業務が増えるので人が足りるのかという意見を申し上げたが、今の説明はやはりおかしい。先ほど申し上げたようにある年度にたまたま欠員があるということは言えるかもしれないが、20年間にわたって毎年欠員が1名いて、実際は3名しか雇用しないという想定になっているのは、この事業の見積もりとしては到底認められないものだと思う。3名で業務を行うというのであれば別だが、4名で業務を行うということになっているので、4名分の人件費が計上されていないと算定の資料にはならない。丸々1名分の人件費が違って、あまりにも差が大きい。

生涯学習課長

たしかに委員がおっしゃるように、この人件費の額がそのまま民間事業者の経営、PFI事業の中身に大きく影響するので、私どもとしては人件費の考え方も含めて、今後進めていきたいと考えているアドバイザー業務委託の中で、採用する職員の構成や人件費等についても精査する必要があると考えており、委託業務の中で十分検討しなければならないものだと考えている。

教 育 長

永広委員からは4名分の人件費が計上されていないので、算定資料とするのは厳しいのではないかというご意見であった。それに対して、内閣府では事務局から説明があったように考えているようであるが、もっと精査する必要があるというところである。

永 広 委 員

人件費の件については一旦ペンディングとしたい。平成25年分民間給与実態統計調査の第12表も、実はいろいろな雇用形態の方の分が入っていて、勤務年数もさまざまであり、平均値になっている。それは平均値としては意味のあるものだと考えている。

それはさておき、入館料収入の件について意見を申し上げたい。先ほど広島県立美術館の利用者数5倍というのは誤りで、1.1倍だということであった。1.1倍でも私が調べた数字と合わないが、それは置いておいて、神戸市水の科学博物館と茅ヶ崎市美術館については若干資料に目を通すことができたのでチェ

ックしてみた。これらの施設を例として、そのまま1.2倍という数字を使っていいのかどうかということになるが、これはもっと精査をする必要がある。例えば神戸市水の科学博物館について見ると、指定管理者制度導入前の平成23年度の数値と導入後の平成24年度、平成25年度の数値を比較すると、たしかに入館者数は増えている。平成24年度の入館者数は平成23年度比30.6%増、平成25年度が16.4%増となっている。大ざっぱに平均すると1.2倍だが、入館料収入を見ると平成23年度は98万円、平成24年度は入館者数が増えているのにも関わらず93万円、平成25年度は63万円というように、入館者数が増えているのに入館料収入はむしろ減っている。

これは入館料を下げたり、あるいは入館料を無料にするなど、いろいろなことをやっているためだと思われ、そのこと自体が悪いとは言いつもりはないが、ここに示されている数値は入館料収入がどれくらい見込めるかというものである。たしかに入館者数は増えているが、入館料収入で見ると減っているのだから、参考資料として正しくないと思う。

それは茅ヶ崎市美術館についても同じようなことになっており、平成18年に指定管理になって入館者数は若干増えて、114%くらいで推移している。もう少し増えている時期もあるが、それほど大きな増ではなく、少なくとも1.2倍というような平均値にはなっていない。もっと問題なのは、コストが非常に上がっていることである。指定管理前の平成16年度、17年度の管理運営コストは約5,000万円だが、平成25年度の管理コストは約7,000万円というように、2,000万円近く管理コストが上がっている。私はあまりこういう数値は使いたくないが、1人当たりの利用コストというものが出されていて、指定管理前は1人当たり1,900円とか1,846円、指定管理になった直後は1,333円、1,438円というように低くなっているが、3年後から1,800円、1,700円、1,900円というようにまた高くなっている。入館者数が増えていることは評価できるが、入館料収入という財政上の問題からするとむしろ悪くなっている。したがって、入館料収入に計上する数値としては、単に入館者数が1.2倍となる見込みだから、入館料収入も1.2倍とするのは正しくない。

入館料収入についてはもっと精査する必要がある、この数値を基礎とした調査の結論はかなり問題があるのではないかと考えている。

生涯学習課長

委員がおっしゃった数字は私どもも把握しているものもある。例えば、茅ヶ崎市美術館については、もちろん導入当初は大きく増えて、その後は上げ下げを繰り返しているが、トータルで見ると増えている傾向になっている。4割増えた年もあるし、1割程度の増加になっている年もあるが、過去5年間を平均すると、おおよそ20%ぐらい増えている。管理運営コストについては、委員ご指摘のとおり従来よりも増えている傾向がある。

管理運営コストの実態については細かく分析していないが、実際に運営を行うにあたっては、入館料収入や管理運営コストというものは重要な部分になるので、事業者と十分協議していく必要がある部分だと考えている。今回の調査において算定した入館料収入については、入場者数が2割増加する施設があるので、1.2倍という数値を採用している。たしかに入館料収入は、入場者数の増加と完全に比例していないものの、指定管理を導入した施設については結果として入館者数が増えている。入館者数が増えるということは、入館料収入を増やすためのチャンスがあるという判断ができる。今回例に挙げられた施設において、改修やリニューアルなどのタイミング等も、そのやり方によっては入館料収入あるいは入館者数についてこれ以上の数字を期待することが当然可能であるということからすると、例として示されている数字をもとに現在と比較しての増収がある程

度見込めると判断した1.2倍というのは、妥当な数字だと考えている。

教 育 長

コストの年次的経費の部分は、それぞれの施設によってさまざまだと思うが、今ご指摘あったのは入館者数と入館料収入の必ずしも比例関係にはなっていないという問題提起のご意見であった。内閣府の調査では比例関係があるように計算されているが、今のようなご意見もあるということ踏まえる必要がある。

吉 田 委 員

永広委員から民間事業者の人件費についてご意見があったが、私は市が従前どおり実施する学校教育業務の指導主事の関係で申し上げたい。PFIに移行した後には学校関係については科学館学習と児童生徒の理科作品展が主なものになるという時に、今まで行っていた研修業務は教育センターに移管されるだろうと受け止めている。

政令指定都市になってから、教員の研修は独自に実施できるようになったので、教育センターができた。指導主事の先生は従前どおり6名のままなので、子どもたちに手厚く科学館学習をやっていくとした視点に立てば、この6名という人数がどうなのか今後検討していかなければいけないと考えている。

あわせて、教育センターには兼務職員がいるが、その兼務が外れることになる。兼務が外れることによって、より一層教育センターとして教員研修の充実を図っていくということも視野に入れながら人員配置を今後考えていかなければならない。単に6人そのまま残ればいいというものではないのではないか。そうしたことも十分踏まえて精査していただきたい。

生涯学習課長

学校業務に関する分野については、市が直営で行うことを想定しており、指導主事は6名になる。この人数の配分、それから業務の内容については、基本的には現在教育センターとの間で行っている研修に関する部分も今の状態のままとし、また業務の割合、中身についても基本的に研修部分を残す形のままで設定されている。

したがって、これも今回調査をするにあたって、役割分担として科学館に残すという形で想定しているが、実際今後検討を進め、議論していく中においては、教育センターとの役割分担も含めて十分検討していく必要があると考えている。

教 育 長

見直す要素があるということである。

齋 藤 委 員

細かい数値についてはよく理解できないところがあるが、私は反対に考えてみてもいいのではないかと考えている。今お話があった指導主事のことについても、かえって指導主事が指導主事らしい仕事をできるのではないかと。民間事業者が入ってくることで、学校教育業務を少しでも楽にする部分があるのではないかと受け止めているので、PFI手法を導入してもいいのではないかといい気持ちである。

それこそ民間事業者は企画展示に関わる分野でノウハウを発揮できると思うので、そういう部分で力を発揮していただく。一方で、調査や研究分野については専門ではないので、そうした部分は指導主事にお任せしようということが民間事業者にあると思う。そのあたりの兼ね合いをうまくやっていくことを考えていくと、PFI手法という考え方も一理あるのではないかと考えている。

教 育 長

次に触れるようなお話だと思うが、ご意見として承った。一旦「1 前回の協議の概要」に関して各委員からご意見を伺った。

それでは次に、資料の「2 PFI手法導入の検討」について、事務局から説明をお願いします。

(協議事項(1) 資料の「2 PFI手法導入の検討」について、生涯学習課長から説明)

教 育 長

それでは、「2 PFI手法導入の検討」について、各委員からご意見を伺いたい。

今回内閣府の調査結果が出てきたが、これで終わりということではなく、次に精査しなければならない。精査にあたっては、アドバイザー委託をして課題を整理して、最終的にVFMはいくらになるのか見極めた上で、次の段階で協議をしていただくことになる。

それでは、この件についてご意見を願います。

齋藤委員

先ほど意見を申し上げたとおりだが、これからは民間事業者をうまく使うということを考えていく時代だと思うので、私はPFI手法の導入に賛成する。まずはこのアドバイザー業務をやってみて、先が見えてくるものがあるのではないかといい気持ちが強くある。

草刈委員

先ほどのご説明で、市直営でやる場合は契約の手続など、議会を通す必要があるなど少し遅れるかもしれないということであったが、PFI手法にすると手続きが若干少なくなるという認識でいいのかどうか確認したい。

生涯学習課長

PFI事業を選定すると、その選定する事業者とそれに係る経費的な部分について議会にお諮りする手続きが必要になるが、一方、直営で工事をやるとなると工事契約金額によっては、議会の議決が必要になる。また、単年度で終わる工事でない場合、予算を確保するという意味では複数年にわたる予算の確保などの手続きが必要になるなど、直営の場合は若干手続きが増える。

教育長

誤解ないように補足すると、直営の場合には手続きがあつて期間を要するので、PFI手法を導入するということではない。手続きだけで見れば早いほうがいいということになりかねないが、この問題は民間の資金を導入する手法がいいのか、直営でやるのがいいのかということである。例えば手続き上、PFI手法のほうが少し長くなるという場合もあると思う。そうした時に期間が長いから選択しないかという、それだけで決めるものではない。仮にPFIを導入するとしても、議会には承認していただかなければならない。したがって、要素としてはあるが、期間は絶対条件ではない。

草刈委員

私は結論から言うと、PFI手法を導入することに賛成である。ただ、永広委員がおっしゃったようにいろいろなデータを使って検証する時に、使うデータによって結果が変わってきてしまうということがあるので、アドバイザー契約の中でいろいろな業者に見積りをとっていただく時には、きちんと正しいデータ、必要で正しく見積もりができるようなデータをきちんとお示しいただきたい。

教育長

永広委員からいろいろ指摘があつたところは、課題として残っている。それらの課題をクリアにした上でという条件つきであれば、アドバイザー契約をしてもいいと理解してよいか。

草刈委員

そのとおりである。

吉田委員

内閣府の調査結果は、PFI手法導入の判断基準VFM3%以上を0.11%クリアしている。0.11%が意味している量的な概念はなかなか実感できないが、ただクリアしていることは間違いない。永広委員から指摘があつた入場料収入としては問題があるが、入館者数は増えているという事実がある。

そうしたことを考えた時に、直営であろうとPFI手法を導入しようと、市が関わる社会教育施設であるということをしつかりと認識しなければならない。社会教育施設は市民にとって魅力ある教育の場である。PFI手法を導入することで、来館する市民が多くなっている事例が多い。そうなのであれば、私はPFI手法を導入すべきだと考える。先ほどから議論になっているように、いろいろな課題があつて、本当にVFM3%以上が出るのか微妙なのであれば、なお一層アドバイザー業務を委託して、さらに詳しく精査してもらう必要があるのではないかと。まず一歩進まなければ全く前進しないと思うので、ぜひアドバイザー業務委託を進めていただきたい。

今野委員

協議事項(1)の資料別紙2の事業収入について、市の収入と民間事業者の収入を分けて記載していただけると本当は分かりやすいが、市の収入と民間の収入の合計金額が記載されている。最終的に市支出額(C-D)の差額が約4億円であるが、総事業費約100億円に対して約4億円の支出が減るということか。

生涯学習課長
今野委員

そのとおりである。

従来手法とPFI手法を比べた場合、ほとんどの費目がPFI手法のほうが安くなっている。人件費についても民間の場合には仕事の内容によってパートもあり得るという考え方もあると思う。人件費、運営費、修繕費、建物内装などほとんど安くなっているの、そういう意味でPFI手法の導入に対して今のところ反対する理由がない。

科学館としてなるべくこういう内容は小学生、中学生に理解してもらいたいと思っても、民間事業者の場合、収入が増えるほうに走りがちなところがあるので、その辺が少し心配なくらいである。一般的にコストが安くなる見込みがあるという意味では、反対する理由はない。

教育長

従来手法とPFI手法の差額4億円については、永広委員からいろいろご指摘があったように、インプットの数値によって数字が変わる。

PFIの特徴は、仙台市が投入する資金が20年間の事業期間の中で平準化するということ、今回の資料では見えてこない。年間の収入、支出が見えてくるとより分かりやすくなる。

科学館は利益を得る施設ではないので、あくまで収入は費用の一部に充てて、あとは税で賄うという形になる。そういう意味で永広委員おっしゃっていることは、この条件で果たして民間事業者が受けられるかどうか、受けても大きく赤字になってしまうとすると計画に問題があるのではないかということである。受けてしまえば赤字だろうが黒字だろうが、それは民間事業者の責任になる。実際計算して、どうも採算が合わなさそうだとすると、受ける民間事業者はいない可能性があるという指摘だと思う。

永広委員
教育長

そうした側面もある。

2つの側面があると思う。あらためてこの事業を精査してVFM3%が確保できるかどうか、仮にVFM3%が確保できたとして、今度は手を挙げる企業があるかどうかである。それは常にPFI事業につきものなのだが、公募した段階で名乗りを上げる民間企業がないということも想定される。そうした時は、条件を見直す、あるいは手法自体を見直すことになろうかと思う。

永広委員

11月定例教育委員会で申し上げたように私の意見は大きく2つあって、1つは科学館という仙台市の施設がいかにあるべきかということと、今回の導入可能性調査の結果をどう見るかということである。前者は置いておいて、導入可能性調査の話だけさせていただく。先ほどの繰り返しになるかもしれないが、1つは先ほど言ったように人件費のところ、通常であれば正規職員4名を雇用するために必要な費用というものは厚生労働省が出している資料等に基づいて算出すべきであり、年度途中の採用を経常的に考えるというのは明らかにおかしい。その差額が経費としては1年間で約500万円になる。それだけでもVFM3%を割り込むはずであり、それは計算すればすぐに分かることである。

また、先ほど申し上げたように入館者数が増えるのであれば入館料収入は減っても構わないが、内閣府の調査ではPFI手法の場合、入館者が増えて同時に入館料収入が増える形になっている。根拠として挙げている館のいくつかは、入館者数が1.2倍になっているのは正しいが、その背景にある入館料収入というものを見た時には正しくない。

さらに、先月もう1点、収益の問題を指摘させていただいたが、年間400万円を

切るような額しか計上されていない。先月の説明ではこの金額は差し引きで出てきたということだが、民間企業であろうがNPOであろうが、それなりの運営経費は必要であり、それだけの収益は計上しなければいけない。それはごく妥当な金額を計上すべきであって、結果として導入可能性があるかないかという結論になるはずである。年間 400 万円という収益はあまりにも低過ぎる。その金額を少し変えただけでVFM3%を簡単に割り込んでしまう。

先ほど草刈委員からはもう一度そういうところを精査しながらというお話だったが、この協議議題の出され方はそうではなく、内閣府に導入可能性調査をやっていたところ、VFM3%以上が達成できるという結果が出たので次のステップに進むというものであった。私のような素人が少し見ただけでも、VFM3%以上達成できるかどうか極めて怪しい。したがって、内閣府の調査結果を根拠として次のステップに進むという結論にはなりようがないというのが私の意見である。

教 育 長
堀 田 理 事

今一通りご意見をいただいた。事務局から補足はあるか。

今回の科学館改修等におけるPFI手法導入可能性調査については、内閣府の事業で地方自治体の希望がある場合に調査していただけるというものであり、その事業に応募し、調査していただいたものである。仙台市からの持ち出しがなく、国の予算で調査して、その結果を示していただいたものである。

先ほど来、永広委員からいろいろ数字上の部分でご指摘いただいている。その辺については、仙台市として調査する場合にはそうした点を個々にさらに検証するという部分もあるが、今回国からこのような調査結果になったということが示されたものである。国においてはいろいろなPFI事業を把握している中で、それらの実績を踏まえての調査結果だと受け止めているが、これを仙台市としてさらに精査をしていく必要があると考えている。

永広委員のご指摘に十分なお答えになるかどうか分からないが、11月定例教育委員会の資料、本日は参考資料として添付している内閣府の報告書（概要版）の25ページ、26ページにあるとおり、民間事業者に対してこの事業というものに参加意欲があるかどうかなどのアンケート調査を行っている。全体の5割が建設及び維持管理について関心があり、代表企業もしくは構成員となり得るという回答である。また、運営事業に対しては、参加意欲が全社あるという回答になっている。そういう意味で、現段階で必ずしも科学館のPFI手法については民間事業者にとって全く魅力がないものではないと受け止めている。

内閣府の調査全体の受け止め方としては、国として調査した結果の報告をいただいたものとして受け止めており、なお不足する部分についてはアドバイザー業務委託契約の中で精査して、最終的に仙台市としての判断をさせていただければと考えている。

なお、入館者数の増加と入館料収入の相関関係についてもご指摘いただいたが、仙台市の天文台の例では入館者数は2.8倍に増えている。入館料収入については今手元に資料がないのでお答えすることはできないが、民間事業者に管理運営をさせる場合には利用料金の収入を事業者の収入にするという形で、いわば民間企業の経営努力を促し、そうすることで入館者数が増え、入館料が増え、自らの収入が増えるという形で契約する方法も考えられる。そうした場合の管理委託の手法等も含めてこのアドバイザー業務委託の中でさらに精査させていただきたいと考えている。

教 育 長

内閣府の調査に対しては、永広委員からいろいろな課題があるのご指摘いただいているが、次の段階としてどういう形になるのか具体的にお話しすると、事務局としてはアドバイザー業務委託をした上で、ご指摘があるような課題を精査して、

改めてPFI手法に進むべきか否か、再度協議したいということである。そのことについて各委員からご意見をいただきたいが、先ほど永広委員を除く各委員からはアドバイザー契約に進んで構わないというような意見であったが、そういう考え方でよいか。

各委員※ 異議なし。

(※：永広委員を除く。)

教育長 それでは、今の点について、永広委員にご意見をいただきたい。

永広委員 先ほど申し上げたとおり、もちろんそういう考え方もあるかもしれないが、内閣府の報告書は次のステップに進む材料にはならないとしか私は判断できないので、これを材料に次のステップに進むという議案であれば、反対せざるを得ない。

教育長 永広委員はそういうご意見だが、アドバイザー契約には当然予算を伴うものである。そういう中で今後どうするかということになるが、今の段階で一定程度整理をしていく必要がある。今回の内閣府の調査をもって判断はできないという永広委員の意見もご意見として重い意見である。その中で判断をしていかなければならない。数をとるわけではないが、私としてもこのアドバイザー業務でもう一度判断する機会はあると捉えており、永広委員からご指摘いただいた課題も同時にそのアドバイザー業務の中に反映させた上で、VFMがどうなるのか見極めたいと思うが、よろしいか。

永広委員 反対ということは表明しているので、結論を出していただいて構わない。

教育長 それでは、この協議の場としては科学館改修等におけるPFI導入の検討については、今後アドバイザー業務を委託して検討を進めるということにしたい。

事務局はこれまでの議論の中で委員から種々ご指摘あった点を十分踏まえて検討をさらに進めるようにしていただきたい。そして、その検討結果を今後出た段階で教育委員会に報告を逐次お願いする。

5 報告事項

(1) 東日本大震災からの復旧・復興及び教育環境整備等に係る要望について

(総務課長 報告)

資料に基づき報告

吉田委員 報告事項(1)の資料2ページの2(3)復興教育支援事業について、平成27年度に本市が取り組む予定だった事業が不採択になったということだが、その事業は具体的にどのようなものか。

参事兼総務課長 具体的には防災教育関係の事業であり、国からの補助が認められなかったものである。国からの補助はないが、市費で事業を実施したところである。

教育長 震災当初は補助していただいたが、その後先細りしてきた。特に防災教育副読本については、初年度は補助していただいたが、その後は自前でやってほしいとのことであった。本来はもっと継続してもらいたいところである。

吉田委員 現場にとっては実情を踏まえていただいた要望内容である。報告事項(1)の資料6ページの5(2)県費負担教職員の服務取扱いの見直しについて、週休日の振替期間の後8週で振り替えるというのはなかなか難しい。特に中学校の部活動による振替を要望に盛り込んでいただいており、現場としては大変ありがたいものになっている。また、大規模校の養護教諭の配置基準など、まさに的を射た要望内容になっている。

教育長 ちなみに県費負担教職員に関する要望については、今年度限りのものになる。平成29年度以降は、自ら整理していく必要がある。

- 齋藤委員 報告事項(1)の資料8ページの(3)②について、予算確保に圧迫されて教育環境の整備の改善に影響があるようだが、現時点で震災による学校施設の復旧状況はどのようになっているのか。
- 参事兼総務課長 この要望の趣旨としては、これまで耐震化事業等の予算確保が優先せざるを得ず、大規模改造などの改修事業になかなか予算が回っていない状況なので、予算枠の確保や補助採択を県からも国に働きかけていただきたいというものである。仙台市では、耐震化事業についてすでに完了しており、震災で被災した学校施設についても津波で被害を受けた被災3校を除けば、今年度ですべて復旧が完了している。
- 草刈委員 報告事項(1)の資料8ページ、9ページに特別支援教育の充実についてということで、何点か要望しているが、この中で県費負担教職員の移譲に伴って市が独自に取り組めるようなものは含まれているのか。
- 参事兼総務課長 例えば報告事項(1)の資料9ページの⑤の通級教室の増設に伴う加配教員については、権限移譲後は仙台市で国に要望していくという形になるので、こうした項目については権限移譲によって変わってくる。
- 教育長 特別支援教育といっても基本的に学校の中に普通学級と一緒にあるので、そこに従事する先生方も県費負担教職員であり、基本的には変わらない。権限移譲によって、特別支援学級が何かドラスティックに変わるということはないが、加配については権限が移譲される。加配については、特別支援学級だけでなく、生徒指導や少人数学級など、さまざまであり、全体の中でどう調整するのか見極めていく必要がある。

(2) 次期行財政改革計画(中間案)について

(総務課長 報告)

資料に基づき報告

- 永広委員 先ほどの協議事項の関連であり、先月も意見を申し上げたのであまり意見を言うつもりはないが、1つだけ科学館協議会について、現状では科学館協議会の意義が問われかねない状況だと思う。形式的な存在になる可能性があり、PFI手法の導入など大きな転換点となる時には、科学館協議会で議論していただく必要があると考えている。
- 生涯学習課長 私は先ほど反対したが、一定の方向性が出て、一步進むことになるので、協議会の中で議論をすることは問題ないと思うし、専門家集団である協議会の委員の方々の意見も伺って今後のいろいろな細かい部分について議論すればいいと思う。
- 科学館協議会については、博物館法に基づいて設置しており、科学館の運営に関して館長の諮問に応じて、意見を述べる機関だと認識している。本日の議論を含めて、間もなく開催される科学館協議会にご報告申し上げて、ご意見を頂戴する予定になっており、今後そういう形で意見を聞きながら進めてまいりたい。

(3) 平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果における仙台市の概要について

(健康教育課長 報告)

資料に基づき報告

- 永広委員 気になる点としては、4つの階層のすべてで保健体育の授業が楽しいと思う回答が減っているところである。また、家の人からの積極的な運動のすすめが小学校5年生の女子を除いて「よくある」「ときどきある」が軒並み減って、「あまり

ない」「まったくない」が軒並み増えている。つまり家庭での運動のすすめが全体に減っているというところも気になる。この辺がどうなのかは、今後分析していただければと思う。

1つ質問だが、報告していただいたものは仙台市の全体の学校の平均値だが、健康教育推進校の結果は出ているのか。

健康教育課長

健康教育推進校として指定している学校の結果を見てみると、必ずしも上位になっているわけではない。その理由としては、健康教育推進校が体育のみならず、食育や保健という部分も含めた推進校であるためである。他の学校よりは幾分運動面にも力を入れているが、上位校になっているという状態にはなっていない。

永 広 委 員

健康教育推進校を指定してから、何年ぐらいになるのか。

健康教育課長

健康教育推進校については、平成23年度から指定しており、今年で5年目である。1期3年としており、現在2期目となっている。

齋 藤 委 員

今永広委員がおっしゃったところを私は反対に見たところがあった。たしかに中学校の運動が好き、体育の授業は楽しいという項目は昨年度よりもポイントが下がっているところもあるが、全国平均から見ると結構仙台市のポイントは高くなっている。そうしたことを考えると、小学校からの積み重ねがきちんとできていると思う。

ただ、今後の取組みについての(4)に書いているが、どちらかという学校だけでなく家庭での体力に関する取組みが少ないのではないかと考えており、家庭へのさらなる啓発というものが必要になってくると思う。

学校教育の中で保健体育の授業というものは、協調性を養う素晴らしい教科だと思うので、ぜひともこれから力を入れていただきたいと考えている。

草 刈 委 員

何年か前の結果だが、ソフトボール投げが大変低かったことを記憶している。それが本当に全国との差がなくなっているということは、こうした課題に取り組んでいただいた結果だと思う。

1つ質問だが、報告事項(3)の資料4ページの(4)質問紙調査の小学校5年生に対する質問について、運動部等の所属状況の回答として「入っている」という回答しかないが、おそらく小学校には運動部というのはほとんどないと思う。この質問はスポーツクラブなども含めたものなのかどうか。中学校2年生の回答としては、部活動と地域スポーツクラブの2つが設けられているが、その辺を教えてください。

健康教育課長

小学校の場合の運動部の所属状況の内容としては、ただいまご指摘のとおりスポーツクラブあるいはスポーツ少年団、その他スポーツ団体活動なども含めて部活動等という言い方をしている。

草 刈 委 員

先ほど齋藤委員がおっしゃったように、小学校からの積み重ねが非常に重要である。体育の授業の中で体力が向上すれば一番いいが、部活動等の所属状況を見ても男子のほうは大分多くなっているというところからすると、そういうものとの連携をしながら、体力向上に努めていただければいいと思う。

吉 田 委 員

小学校の運動部等の所属状況については、学校教育の範疇ではなく、微妙なところがある。そうした場合、どのように教育委員会として関わればいいのか難しいところがある。

あわせて、ボール投げについて、1年、2年の結果に一喜一憂するのではなく、子どもの体力なので長いスパンで見て、そして具体の対応について健康教育推進校で探っていくというスタンスのほうがいいと思う。

健康教育推進校の取組みの効果を検証し、効果がある取組みを全校に普及させるためには、どういう形をとればいいのか、そうしたところも十分精査して進めていただきたいと考えている。

- 今野委員 今、スポーツ界では仙台出身の方が活躍している。フィギアスケートやゴルフなどは中学校の部活動にはなく、好きでそのスポーツをやるということが非常に重要である。
- 健康教育課長 私は少しだけ柔道をやっていたが、柔道で投げられると危険だということでマットを用意することもあるようだが、学校ではマットを用意されているのか。
- 今野委員 武道の授業が中学校で必修化されたが、委員ご指摘の投げ込み用のマットについては学校ごとにいろいろである。器械体操のマットと兼用で使っている学校もあるし、柔道専用の投げ込み用のマットがある学校もある。
- 教育長 受け身が上達するという意味では、畳の上に投げられるということが非常に重要である。受け身をすることによってケガをしないで済んだことが人生の中で何回かあった。軟らかいマットの上の投げられる練習をすると、正しい受け身が身に付かないような気がする。
- 教育長 ここ数年小学校の体力は全国的に低下傾向にあって課題と認識しており、少しでも体力をつける手法もしくは習慣を学校で取り入れていただきたいと考えている。
- 教育長 小学校では、授業以外の総運動時間がまだ全国平均から見ると低いが、少しずつ上昇傾向にある。中学校は全国平均を上回っており、ある程度体力、運動能力というのはその時間数に比例していると感じている。長期的に見ればこの傾向が続けば一定程度の成果が出てくるものと考えている。
- 教育長 習慣化という点では、始業時の前に運動を取り入れる機会があれば、結果的に総運動時間も増える。また、長期休業中に家庭でも運動を習慣化していくのが一番望ましい。そのためには、家庭のご協力も必要である。
- 教育長 来年度から運動器健診が始まる。いわゆる体の柔軟性を見る健診だが、最近の子どもは体が硬いようである。転び方が下手で、顔から転んで、顔をケガしてしまうようなこともあるようである。国でもそうした傾向があるということで非常に問題意識を持っていて、運動器健診でチェックしていくことにしている。そういう中で運動を習慣化することで運動器健診の結果も改善していくというように、好循環になっていけばいいと考えている。
- 教育長 学力のみならず、むしろ体力が今後生きる力の大事な要素の1つではある。また、教育振興基本計画の3つの柱のうちの大事な1つでもある。今後注意深く見守りながら、学校においては無理のないものを取り入れて続けていただきたいと考えている。
- 永広委員 昨年も同じことを言ったと思うが、この調査対象が毎年同じ学年なので、毎年違う層の子どもたちを見ている。それにも関わらず小学校、中学校を得意な種目、不得手な種目というものがほとんど毎年変わらず、一定の傾向を持っている。たまたまある学年が不得手なのではなく、仙台市の子どもたちの共通した傾向なので、それが一体なぜなのか少し時間をかけてはつきりさせないと、なかなか具体的な成果には結びつかないと思うので、その点についてもよろしくお願ひしたい。
- 教育長 傾向として弱点になっている種目が見えている。結局何らかの原因があつての傾向になっていると思うので、分析もあわせてお願ひしたい。改善は大事だが、原因を分析していくことも大事である。

6 付議事項
第31号議案

平成29年度仙台市立中等教育学校入学者選抜方針について

(高校教育課長 説明)

原案のとおり決定

第32号議案

平成29年度仙台市立高等学校入学者選抜方針について

(高校教育課長 説明)

今野委員 会社で採用試験をする時、面接する者によって結果が全く違うことがある。そうしたことがないように工夫をしていると思うが、どのような工夫をしているのか教えていただきたい。

高校教育課長 入学者選抜は厳正に公正に行われなければならない。選抜方針の1基本原則の(2)にあるとおり、高等学校にあっては選抜のための委員会を設置することになっている。校長を筆頭に副校長、教頭、主幹教諭、その他の各教科の主任も含めた主要なメンバーで委員会を設置し、その中で面接の観点あるいは面接の質問事項、それをどう評価するかについて綿密に検討し、それをさらに面接を担当する全職員で構成する職員会議に諮り、実際に面接をする者によって評価が分かれたりしないように、不公平ができるだけ生じないようにという形で、共通理解の下に面接を実施し、評価している。各学校ともそういう形で実施している。

今野委員 その中で差はあるが評価の対象にしないもの、例えば思想や身体的なハンディなど、面接評価の対象とすべきものとすべきでないものがあるような気がするが、いかがか。

高校教育課長 おっしゃるとおり身体的なハンディとかある人もいますので、その点に関しては当然面接事項には入れないということで共通理解を図っている。なお、入学者選抜についても例えば耳の聞こえが少し悪いとか、あるいは視力が弱く、少し見にくいところがあるという生徒に関しては、中学校から高校に配慮申請を出してもらい、場合によっては拡大鏡を使用したり、試験問題を拡大して実施してもらうなどの特別な配慮をしている。そうすることで、可能な限り公平公正な状態で選抜が実施できるようにしている。

なお、思想など個人的な主義主張については選抜の対象にはしておらず、面接事項にも含めていない。入学者選抜はその高校に入って学ぶに足る能力があるかどうか審査するものなので、それ以外のものについては面接でも触れないというのが原則であり、各学校とも徹底している。

齋藤委員 先ほどの1(2)の基本原則で中学校においては調査書等作成のための委員会、高校においては選抜のための委員会、同じように中等教育学校のほうも小学校に調査書作成のための委員会、中等教育学校も選抜のための委員会を設置することになっているが、それぞれの委員会の人数やどういう教職員をメンバーにするかは、それぞれの学校に任せているのか。

高校教育課長 小学校、中学校、高校、それぞれの特色もあるし、同じ小学校、中学校においても生徒数の違い、職員数の違い等もあるので、その構成メンバーについては学校長の裁量に委ねている。最終的には学校長が責任を持って設置することになっており、当然各学校とも学校長あるいは副校長、教頭、主幹教諭などはメンバーに入っていると認識している。

原案のとおり決定

第33号議案

教育功績者の表彰について

(一般職員部門・児童生徒部門・一般教育文化部門)

(秘密会)

(総務課長 説明)

原案のとおり決定

第34号議案

臨時代理に関する件について

(職員の人事に関する事項について(職員の人事異動について))

(秘密会)

(総務課長 報告)

原案のとおり承認

第35号議案

職員の人事に関する事項について(職員の人事異動について)

(秘密会)

(総務課長 説明)

原案のとおり決定

7 その他

事務局

次回定例教育委員会は1月22日(金)に開催する予定である。

8 閉会

午後4時18分